解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＬＡＭＢＤＡ一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＬＡＭＢＤＡ合同会社１

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＬＡＭＢＤＡ合同会社２

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都新宿区榎町三七番地

有限会社花市生花店

清算人　川村　正

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都千代田区九段南一丁目五番六号りそな九段ビル五Ｆ、ＫＳフロア

合同会社１００ｐｆ

清算人　長岡　紘子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都豊島区南大塚三丁目一番三号

台光貿易株式会社

代表清算人　本荘　忠男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都千代田区大手町一丁目二番一号

ビー・ダブリュー・エー・ジャパン合同会社

清算人　野瀬　公宏

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

インベストメントＺ株式会社

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

一般社団法人ＨＤＧ３０

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和七年十二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都港区芝五丁目二九番二二号

株式会社グローバル・エッヂ

代表清算人　大平　淳

解散公告

当法人は、令和七年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　名駅ホールディング１一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和七年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　名駅ホールディング２一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都江東区亀戸二丁目二六番一〇号

株式会社リマスター

代表清算人　三嶋　健之

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都江東区豊洲五丁目一番一三―四四一五号

株式会社ＩＫＩＺＡＭＡ

代表清算人　小堀誠姿郎

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により令和七年十二月三十一日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都渋谷区恵比寿三丁目二一番二号

エイティーズ株式会社

代表清算人　マックス・シラー

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都渋谷区代々木五丁目五―六

リアルネットエステート株式会社

代表清算人　山﨑　祐子